租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

マンション敷地売却事業用

（租税特別措置法第31条の２第２項第11号及び第62条の３第４項第11号〔軽減税率、マンション〕関係）

　年　月　日

横浜市長　山中　竹春　殿

申請者（マンション敷地売却組合）

所在地

名称

決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地において新たに建築されるマンション（以下「売却再建マンション」という。）の住戸の基準が平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の３第１項第11号又は第21条の19第２項第11号の規定による証明を受けることを申請します。

記

１.　売却再建マンションの所在地及び名称

２.　認定買受計画に売却再建マンション（住戸が平成26年国土交通省告示第1183号第２項又は第３項に定める基準に適合するもの）に関する事項の記載があること

３．　２．の売却再建マンションが建築されること

…………………………………………………………………………………………………………

番号

　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

横浜市長

山中　竹春　　　印

注　１）都道府県知事の部分は、マンション敷地売却事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

２）本証明申請書を提出するに際しては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第113条に規定する認定買受計画及び売却再建マンションが２.に該当することを示す書面等を添付すること。